No.388

東京・生活者ネットワーク 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASK ビル4·5 階 TEL.03-3200-9189 FAX.03-3200-9274 E メール tokyo@seikatsusha.net

https://www.seikatsusha.me 発行責任者 山内玲子

も、これに反発。ユネスコの諮問

国際NGOイコモスは、再

明治神宮(明治天皇・昭憲皇太

んや故・坂本龍

さんら著名人

開発の中止を求める警告文書を

私有地(宗教法人の境内地)では 后が祭神)は、内苑・外苑ともに

定価 年間 1000 円・1 部 100 円 郵便振替口座 00130-3-18417 毎月1回1日発行 1994年5月23日第三種郵便物認可

岩永やす代

込む見込

都市計画から見る「神宮外苑」再開発問題

(宗)明治神宮の 公共物に対する責任を問う



23年9月12日、事業者側に樹

事業者代表

生活者ネットワークは東京都内33の自治体にあり、都議1人、市・区議39人の議員とともにそれぞれの地域課題に取り組むと同時

東京を生活のまち、安心・共生・自治

のまちにするために発言を続けます。

年3月着工 樹木伐採問題。作家の村上春樹さ 予定) で物議を醸している大量の 明治神宮外苑再開発 (2023 ―2035年度竣工 した。

明治神宮外苑は公共物

建設は大きなマイナスだ、と批判 に照らせば、樹木伐採や高層ビル のように指摘。外苑全体の公共性 市計画・建築法令上の問題点を次 ともに、神宮外苑再開発計画の都 うした状況を踏まえ、神宮外苑の これまで(形成小史)を紐解くと 講演に立った大西隆さんは、

おおにし・たかしprofile ●都市工学者。東京大 学・豊橋技術科学大学名誉教授。工学博士。都市 計画・国土計画が専門。日本学術会議会長、豊橋 技術科学大学学長を歴任。著書に「日本学術会



とともに、都民不在の手続きに汲々とする東京都の果すべき役

(宗) 明治神宮の、公共物としての神宮外苑を保全

する責任を問う場となった(都議会棟)

を迎え緊急都政フォーラムを開催。神宮外苑の歴史を振り返る ネットワークは昨年11月7日、講師に都市工学者の大西隆さん 植される計画だ。当該計画に見直しを求め続けてきた生活者 場所を変えて建替えられる他、

裸が建設の予定。このため約1000本の樹木が伐採、 一部移

神宮と三井不動産等4者で、

がっている。再開発を行うのは土地を所有する宗教法人明治

神宮球場や秩父宮ラグビー場が 商業施設が入る超高層ビル2

明治神宮外苑の再開発を巡り、

内外から多くの疑問の声が

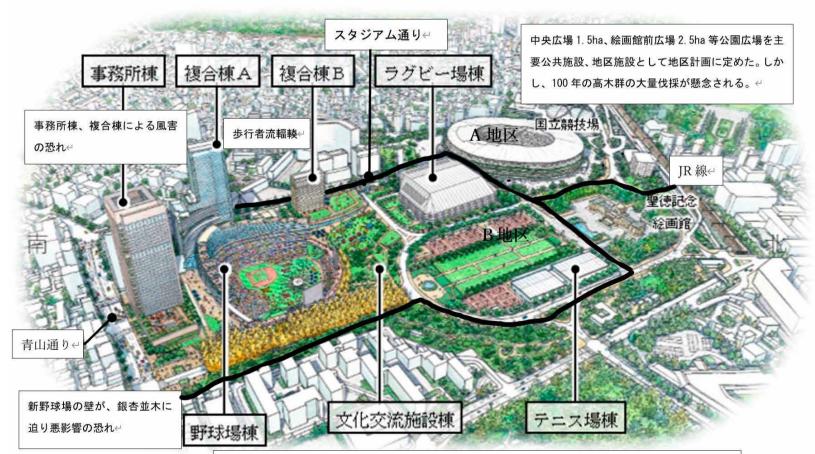
ある。しかし、 元は国有地(練兵場

外苑(B地区)再開発計画の概要

●秩父宮ラグビー場と明治神宮野球場の場 所入れ替え(第2球場の場所に新ラグビー 場、現秩父宮ラグビー場の場所に新野球 場)。●現ラグビー場と現野球場西側(スタ ジアム通り沿い)にそれぞれ複合棟建設予 定(用地の公園まちづくり制度適用で都市 計画公園指定地域から外す)。 ●事務所棟 と複合棟Aの超高層。指定容積率を上回る 容積率で建設(容積率移転)(風致地区の規 制緩和で高層ビルを可能に。都市計画公園 から外してオフィスビルの建設を可能に。 再開発等促進区の区域を絵画館前広場と銀 杏並木を含むように拡大し容積率移転幅増 大。伊藤忠事務所棟、複合棟A、複合棟Bが生 む開発利益を分けて、両球技場等の開発を 行うために、公園まちづくり制度(都)、再開 発等促進区+地区計画、風致地区、文教地区



(宗) 明治神宮の公共物に対する 責任を問う:岩永やす代緊急都政 ーラム動画配信中



明治神宮外苑再開発計画俯瞰図

(東京都資料に大西加筆) ←

度の導入に言及。21年7月、 のまちづくり指針(同検討会)。未 画公園の縮小、再開発等促進区制 ポーツ振興センター)、(一財) 2020大会後の神宮外苑地区 と手続きが進行。18年11月、東京 積率(空中権)移転等を含む計画 と神宮球場の場所入れ替え、容 る基本覚書」を締結。ラグビー場 **井不動産 (株)、東京都が連携し、** 商事(株)、日本オラクル(株)、三 高度技術社会推進協会、伊藤忠 神宮外苑地区まちづくりに係 (用地区の存在を理由に都市計 (独法) JSC (日本ス

開発・建て替え等が進んだ。 オリ・パラ2020に向けて再 財)日本青年館移設。ラグビー ワールドカップ2019と東京 公園+スポーツクラスター+(一 ト等を含む一帯を国立競技場+ 競技場建替え・立体公園制度適 地区につき、都が「神宮外苑地区 B地区/15年4月、 A地区/2013年6月、 明治公園、 都営霞ヶ丘アパー (宗) 明治

外苑再開発計画の概要

あり、払下げにあたっては境内地 は(宗)明治神宮の収益施設とい が前提であった。従って、当該地に 林泉地の3機能に利用すること 跡)で、戦後(宗)明治神宮に半額 や秩父宮ラグビー場の在り方の 銀杏並木の存在を危うくするこ する公共性の強い空間である神 てよいのか疑問が湧く。 議論もないままに取壊し、建替え 国民に親しまれてきた神宮球場 とは到底許されるものではない。 高層ビルを建て、樹木を伐採し、 呂外苑を、(宗)明治神宮は保全 う機能は想定されていなかった。 として記念施設、スポーツ施設、 (5・5億円)で払下げられたので する責任がある。敷地内に強引に ゆえに、多くの都民・人々が愛





再開発計画の何が問題か

を可能とするための規制緩和が ことがわかる。 貫して恣意的に行われてきた 計画の概要から、今回の再開発

法上、許可にならないため、東京 容積率の移転(つまり売却)で超 フィスビル用地を捻出。加えて、 苑等と同様に「現況の風致及び利 都自身が許可取扱基準で新宿御 フィスビルを建てることは都計 を入れ容積の提供地を増やす等 **高層ビルの建設を計画。再開発等** の都市計画公園区域を縮小しオ 用を保持する」と定めている外苑

間=外苑を預かるものとして、こ 代表するオープンスペースとし 立ち返り、公共性のある公園的空 神宮にある。 (宗)明治神宮は、樹 ら見ても所有者である(宗)明治 来像をともに描く市民参 れを守る責任を果たすこと、外苑 **不・景観保全を重視するイコモ** て守る責任は、これまでの経緯か 神宮外苑の樹林地を都や国を

すべきである。 などへ寄附することも選択肢と 絵画館、明治記念館等を除き、都 できないのであれば、葬場殿趾、 そして、もし外苑を守ることが

閉会にあたり大西さんは、

事業に対し、これを支出し、又は 用を認め、便益を供したことにな を通じて宗教法人に容積率の使 率移転制度を含む都市計画決定 度による容積率移転は都の決定 であり、都市計画法に基づく都市 その利用に供してはならない」の によることから、東京都が容積 計画制度では、再開発等促進区制 維持のため、又は公の支配に属 ない慈善、教育若しくは博愛の 他の公の財産は、宗教上の組織

憲法第八十九条では、「公金そ

案しましたが、賛成少

ン、生活者ネットの4

ました。引き続き、学

校給食の無償 数で否決され 会派で共同提

だ足りない現状です。都として一時 然、満杯状態が続いており、まだま

の推進と質の向上に

も取り組んで

体制強化と、区が児童相談所を開 保護の施設も人員の増員も含めた

いきます。

化とあわせて、給食食材の地産地消

例案を共産党、ミライ会議、グリー

員250人と合わせると417人

に増えましたが、都の一時保護は依

冉開発は中止し、外苑の未 憲法に反している。

覚すべきである。 とする理屈は通らないことを自 内苑維持のための金稼ぎの場 識者、市民の意見の重要性に

昨年第4回定例会、本会議場で 一般質問に立つ岩永やす代。

与が行われている。 いてきた等、宗教法人への便益供 れない高層ビル建設に道をひら が認められ、本来であれば認めら あたる東京都の責任だ。法とルー ルの適用に明らかな誤用や乱用 かつ問われるべきは、許認可に

時ではないか、と結んだ。 事業を中止し、改めて神宮外苑の 将来像を市民・都民参加で考える 民不在の手続きを猛省し、再開発 東京都・事業者・土地所有者は、都

まとめ/編集部:加藤千鶴子



-般質問に登壇 やす代 回定例会から

ク都議会議員 •国立市]

12月20日に、2023年第4回

策を打ち出し、大きな注目を集めま **校授業料の所得制限を撤廃し、** 定例会が閉会しました。定例会の所 日治体で学校給食を無償化する条 **貿無償化や、学校給食の負担軽減** 信表明で知事は突然、国に先がけ高 た。議員提出議案として、都内全

み深い神宮球場やラグビー場につ て議論すべきと知事 将来像を、都と事業者、都民を交え れることは問題である 採や超高層ビルの建設、市民になじ いて、都民不在のまま事業が進めら また、公共的な場所での樹木の伐 に求めました。 り、神宮外苑の

いるとのことです。

このように次々と現れる新たな

広域支援児童相談所の区設置と、都の

「化学物質の子どもガイドライン」 化学物質への対応を求めて、東京都

今年10月までに児童相談所を開設 167人となりまし た8区の一時保護 児童相談所の区設置が始まり、 た。東京都の定 護所の定員は

ました。

制の検討を国に求めるよう、要望し

の指定品目に追加し、香料を含めた 剤や消臭剤を家庭用品品質表示法 を改訂すること、また、柔軟仕上げ

成分表示を義務付けること、成分規

度、香害について質問しました。 内地として半額で払 たった外苑は、戦後、 会で指摘しました。 治神宮は、公共性が京 **神宮外苑の再開発** 神宮外苑は、多くの

緩和したなどの指摘 ており、都市計画の規制を恣意的に 都は法令等に基づき適切に対応し 施設の機能は含まれていません。今 ると指摘されていると質しました。 にしたとも言われています。こうし 回の再開発は、都が日 冝供与を図る憲法違 さまな規制を恣意的 致地区をはじめ、都市計画上のさま **に都市計画決定は、宗教法人への便** を変えることによって実現可能 に緩和し、ルー は当たらない 反の恐れがあ 本第1号の風

ることが分かりました。 濯時に香りがしない洗剤を使用す 力を求めていること、リネン類の洗 るなど療養環境の整備を図ってい や病棟作業等の委託事業者にも協

りの配慮に関する啓発が行われて は、国の啓発ポスターの活用を通し ことや、学校薬剤師会の研修会で香 て子どもや保護者への周知を図る 学校現場での香害対策について

と認めませんでした。

運動グループのメンバー団体として、 活動連携する生活クラブ生協の東京都への予算提案提出。11月27日

●定価:年間1000円



を守る責任があることを決算委員 景観です。所有者である宗教法人明 したが、内苑を財政的に支える収益 かつて国有地 尚いため、これ い下げられま 明治神宮の境 人々が愛する

ころ、病院職員 意するように指 剤等の香りに注 みを質問したと 病院での取り組 た。そこで都立 依頼がありまし には香水や柔軟

導し、窓口業務 ター掲示の周知 省から医療関係 機関に香害ポス

神障がい者の地域移

行、成年後見制

壇し、ジェンダ―平等、

神宮外苑の

年に1回13分間の

一般質問に登

支援を充実させることを求めまし

設した後も広域的な観点から都の

.開発、循環型農業、児童相談所、精

掲示などが広がってきている中、 月30日に、厚労 康被害が多くのメディアにも取り 上げられています。啓発ポスターの 香りの成分の化学物質による健

にNO!

東京都の香害対策について